

久留米シティプラザ六角堂広場及びカタチの森管理運営等業務委託に係る質問に対する回答

No	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答
1	仕様書	2	6(2)	早朝・深夜時間帯(9時から22時の貸館時間外)での勤務が必要となってしまう場合、委託者又は主催者へ別途人件費を請求する事は可能か。	「仕様書7(1)イベント等のサポートに関する業務」に記載している事項については、早朝・深夜時間帯に及んだ場合でも、別途委託者又は主催者に請求することはできません。シフト勤務など勤務時間の調整等で対応をお願いします。
2	仕様書	3	7(2)	イベントを誘致して、実際に開催する企業・団体等に対するメリットはあるのか。(減免措置等) 部分利用でのイベント誘致は可能か。 受託者が誘致イベントの代替案として会場及び備品を借用し、自主イベントとして実施する事は可能か。その際に貸出備品ではない広場遊具を利用する事は可能か。	誘致を行った主催者への減免措置等はありません。 来場者数増を目的としているため、原則、全面利用での誘致としますが、多数の来場者が見込めるイベントであれば委託者と協議の上、部分利用も可能とします。 六角堂広場新規利用者の拡大を目的としていますので、誘致を行った主催者がイベントを行うことを基本としています。
3	仕様書	7	8(2)①	『おもちゃのひろば』年3回程度分は、年12日以上の子組みに計上可能との解釈でよいのか。 『おもちゃのひろば』を実施するにあたり、主催団体との日程調整や予算については、どこが担当・負担するのか。 『おもちゃのひろば』で参加料を徴収する場合、参加料の一部を受託者の収益につながる一部にすることは可能か。	『おもちゃのひろば』の年3回程度分は、年12日以上の子組みに計上して構いません。 『おもちゃのひろば』の主催団体と受託者との引き合わせは久留米市が行いますが、開催日の調整や予算負担については、受託者でお願いします。 現状、『おもちゃのひろば』の入場料については、主催団体の収入としています。受託者の収益を含めた収支に関することについては、主催団体と受託者で協議をお願いします。
4	仕様書	7	8(3)	厨房スペースで提供する飲食物の制限はあるか。 受託開始後、直ちに営業開始する為の、事前の清掃や機器等の点検・修繕等については、受託開始前に実施していただけるのか。 受託期間中の機器類の故障への対応は、受託者の費用にて修繕するのか。修繕する場合は、頁5項番7(5)-③に記載のある修繕費を利用してもよいのか。 追加で機器を導入した場合、受託期間終了後はどちらに所有権があるのか。	アルコール飲料やにおいが強い飲食物の提供はしないようにお願いします。においが強いと思われる飲食物を提供したい場合、事前のご相談をお願いします。 事前の清掃や機器等の点検・修繕等は受託開始前に行いますが、衛生管理の観点から、受託者においても受託開始前の清掃をお願いします。 受託期間中の機器類の故障への対応は、基本的には受託者の費用での修繕対応になりますが、場合によっては双方協議のうえ対応を決めることがあります。また、修繕の費用は、頁5項番7(5)-③に記載のある修繕費は利用しないようにしてください。 受託者が追加で機器を導入した場合の所有権は、受託者にありますので、受託期間が終了した場合、撤去をお願いします。
5	仕様書	8	9(2)②	イベント等が開催される日は2名以上の配置とあるが、上限は受託者で設定してもよいのか。 催事内容により、上限設定人数を超える場合は、主催者へ説明し、別途主催者へ請求してもよいのか。	「仕様書7(1)イベント等のサポートに関する業務」に記載している事項について、2名以上で必要な人員配置をお願いします。 配置人員の上限設定を行い、主催者へ請求することはできません。
6	仕様書	3 7	7(3) 8(2)	受託者の収益につながるイベント実施する際には、収支報告書の提出は義務付けされているのか。 必要であれば、ひな型や報告項目の詳細が知りたい。	収支報告書の義務付けまでは求めませんが、イベント前に内容や金額等について委託者と協議をお願いします。また、イベント終了後に来場者数や売上額等について報告をお願いする予定としています。